

有期雇用の特例

(平成27年4月1日 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第8条)

特例措置前

- 労働契約法18条に基づき、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換される(無期転換ルール)。
- このため、例えば、7年間のプロジェクトを実施する企業が、7年間限定で更新する代わりに無期転換申込権を発生させることなく高い待遇を提示し優秀な人材を集めることはできない。

ニーズ

- 有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間を見直してほしい。

特例措置

- 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法において、次の対象者について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が行われる場合には、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(現行5年)を延長し、それぞれ次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととした。(平成27年4月1日施行)
 - ①「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
 - ⇒一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間(上限10年まで)
 - ②定年後に有期契約で継続雇用される高齢者
 - ⇒定年後引き続き雇用されている期間

効果

- 専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現